

離島患者等への渡航費支援のさらなる充実を求める意見書

沖縄県には多くの離島が存在しており、その離島に住む患者等においては島内で十分な医療を受けることができない場合、島外の医療機関への通院を余儀なくされ、その通院に係る経済的負担が課題となっている。

沖縄県では平成29年度から県2分の1、市町村2分の1で離島患者等への渡航費支援を開始し、令和4年度からは国の支援も始まり、国8割、県1割、市町村1割での支援が行われてきた。さらに、令和8年度からは沖縄県離島患者等通院費支援事業補助金交付要綱の一部改正が行われ、付き添い要件の見直し、一般不妊治療や不育治療・検査を受ける夫婦、未熟児及びその親権を行う者が対象に加わるなど、支援の拡充が図られている。

しかしながら、事業主体である各市町村においては、育成医療や心臓手術、透析治療を行う方などを独自に支援の対象としているケースがあり、財源の少ない市町村にとってはその負担が大きくなっている。離島を抱える18市町村が足並みをそろえ医療の地域格差をなくし、一人でも多くの方が支援を受けられるよう、もう一步踏み込んで離島全体の支援の底上げを図るためにも、県の方針をさらに充実させることが不可欠である。

よって、うるま市議会は下記事項を県の方針に盛り込み、支援対象を拡充することを強く要請する。

記

1. 育成医療を支援対象とすること。
2. 心臓手術・検査等、離島で治療や検査ができない疾患を支援対象とすること。
3. 透析治療等、離島に設備がなく島外での治療を余儀なくされる治療を支援対象とすること。
4. 付添人について、通院患者等が18歳以上でも複数の付き添いが必要なケースに関しては、医師の判断をもって付き添いを2名まで認めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月15日

沖縄県うるま市議会

あて先

沖縄県知事